

令和 5 年 3 月  
関東総合通信局  
放送部 放送課

(案)

## 放送大学 FM 跡地を利用する臨時災害放送局の効果的な開設・運用に関する Q & A

### 【臨時災害放送局の開局、周波数・出力について】

問 1 放送大学 FM 跡地（77.1MHz、78.8MHz）を利用して臨時災害放送局を開設する場合、どのような手続きが必要ですか。

(答)

臨時災害放送局の開局手続きについては、放送大学 FM 跡地を利用する/しないに関わらず、同様の手続きとなりますので、まずは関東総合通信局までご連絡ください。

手続きについては、「臨時災害放送局開設の手引き（2019年3月総務省情報流通行政局地上放送課）」をご参照ください。

問 2 臨時災害放送局の開局を希望する場合、自治体が希望すれば、周波数 77.1MHz の割り当てを担保できますか。

(答)

放送大学 FM 跡地（77.1MHz）のエリア内の自治体であれば、希望に応じて 77.1MHz を割り当てることを想定しています。

一方、近隣する複数自治体が同時期に臨時災害放送局の開局を希望する場合は、混信等が発生する可能性がありますので、関東総合通信局の審査過程において、対象となる自治体の意向を確認して、①混信の許容、②空中線電力の減力、③タイムシェア運用のいずれかの手段を調整することになります。

問 3 自治体が希望すれば、周波数 77.1MHz 以外の割り当ても可能ですか。

(答)

関東地域（東京 23 区及びその周辺）においては、76MHz～95MHz の周波数帯域は、他地域と比べて特にひっ迫している状況にあります。

77.1MHz 以外の周波数の割り当ては制度的には不可能ではありませんが、近隣周波数との影響や割り当て可否確認が必要となり、割り当て可能であっても相当の時間を要する場合があります。

問4 周波数 77.1MHz を利用する場合、その空中線電力については、自治体の希望どおりには  
ならないということですか。

(答)

臨時災害放送局の放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であることとされています。したがって自治体全域がカバーされる最低限の空中線電力での免許を基本としております。なお、近隣に開設する、または、開設予定の放送局との混信関係を考慮し、カバーエリアを調整する場合がありますので、ご承知おきください。

問5 臨時災害放送局の運用で利用する周波数や空中線電力については、最終的には関東総合  
通信局から指定されるということですか。

(答)

無線局の周波数や空中線電力については、電波法に基づき、総務大臣から指定する事項となります。

### 【既存コミュニティ放送】

問6 既存コミュニティ放送局から臨時災害放送局への移行は可能ですか。その場合、77.1MHz  
を利用する必要はありますか。

(答)

臨時災害放送局への移行は可能ですが、既存のコミュニティ放送局と臨時災害放送局の運用については、それぞれが放送する時間、役割、責任、管理など明確に区分して行ってください。また、臨時災害放送局は自治体等が免許人になることから、自治体とも相談してください。

なお、コミュニティ放送局とは異なり、臨時災害放送局の場合は「第2級陸上無線技術士」以上の資格を有する無線従事者を確保することが必要ですので、留意してください。

また、使用する周波数は、コミュニティ放送で使用されている周波数を基本とします。当該地域の自治体の希望に応じて 77.1MHz を利用することも可能ですが、地域の聴取者が周波数の変更による混乱を生じないよう留意が必要です。

問7 既存コミュニティ放送局から臨時災害放送局への移行し、既存周波数をそのまま利用す  
る場合、増力することは可能ですか。

(答)

関東地域（東京 23 区及びその周辺）においては、76MHz～95MHz の周波数帯域は、他地域と比べて特にひっ迫している状況にあります。

出力の増力は、他の放送局へ干渉を与える可能性があるため、臨時災害放送局への移行に併せて増力の可否についても検討が必要で、相当の時間を要する場合があります。

## 【タイムシェア運用】

問8 放送大学FM跡地を利用して臨時災害放送局を開設する場合、タイムシェアでの運用が必須となりますか。

(答)

複数の近接自治体が同一周波数を利用することで、広範囲に聴取困難なレベルの混信が発生し、同時に運用することが困難となる場合、タイムシェアによる運用が選択肢のひとつとして挙げられます。

例えば、1自治体のみで臨時災害放送局が開局される場合や混信の発生が想定されない場合は、タイムシェアでの運用の必要はありません。

問9 タイムシェアでの運用の必要がない場合においても、自治体の判断として、放送時間を限定して運用を希望することは可能ですか。

(答)

タイムシェアでの運用の必要がない場合においても、自治体の判断として、放送時間を限定して運用することは可能です。

問10 タイムシェアで運用する場合、1日あたりの放送時間はどの程度ですか。

(答)

1日あたりの放送時間は、朝、昼、夕方の3回程度、それぞれ30分程度の時間割を想定しています。その他、必要に応じて早朝、夜間等についても利用可能です。

問11 放送したい時間枠は自治体側で選択できますか、あるいは、関東総合通信局から指定されますか。

(答)

タイムシェアの時間枠については、定められたタイムテーブルに申請順に割り当てていくことを基本としていますが、時間枠のご希望がある場合は、免許申請の際、関東総合通信局へご相談ください。

問12 放送したい時間枠をあらかじめ決めておくことはできますか。

(答)

タイムシェアの時間枠については、災害発生時に申請順に割り当てていくことを基本としており、事前に割り当てることはできません。

問 13 割り当てられた時間枠の運用について、どのような管理が必要ですか。

(答)

割り当て時間枠を超えて電波を送信すると、他の自治体のエリアにおいて混信が発生しますので、各自治体の責任において、割り当てられた時間枠以外に電波を発射しないよう管理を行ってください。

問 14 他の自治体が臨時災害放送局を開局しているのか把握したいのですが、関東総合通信局で開局状況を公表する予定はありますか。

(答)

臨時災害放送局の開局状況については、開局後、可能な限り速やかに関東総合通信局のホームページにて公表する予定です。

問 15 タイムテーブルにおいて、割り当てのない時間枠の使用はできますか。

(答)

ご希望がある場合は関東総合通信局へご相談ください。

### 【運用訓練】

問 16 放送大学 FM 跡地を利用した臨時災害放送局の開設・運用訓練を実施したいのですが、可能でしょうか。

(答)

放送大学 FM 跡地を利用した臨時災害放送局の開設・運用訓練は実施可能です。災害時、臨時災害放送局の迅速な開設が図られるよう、平時から定期的に訓練を行うことは重要です。

なお、平時の場合、自治体やイベント主催者が免許人となる無線局の開設・運用にあたっては、事前の申請が必要となりますので、訓練実施の予定がある場合は、早めに関東総合通信局までご相談ください。

問 17 臨時災害放送局の運用訓練を実施したいのですが、予算を確保しておらず、また、その方法も分かりません。関東総合通信局と合同で実施することは可能でしょうか。

(答)

関東総合通信局は、平時から、自治体と共催での臨時災害放送局設備を用いた開設・運用訓練を実施しております。共催での訓練では、当局から無償での設備貸付や設営、運用に必要な無線従事者など要員も派遣可能です。

当局と共催での訓練の場合、自治体による費用負担は発生しない形での訓練実施も可能ですので、お気軽にご相談ください（共催による訓練実施の際には、事前に、日程や訓練内容の調整をお願いすることになります）。

### 【技術基準】

問 18 本報告書にて示された技術基準案（モノラル方式、所要電界強度 60dB  $\mu V/m$ 、同一周波数干渉基準 D/U15dB）は、報告書公表後直ちに適用されますか。

（答）

報告書記載の技術基準案について、正式な運用に用いるためには、制度改正手続きを経る必要があります。

<参考：臨時災害放送局に関する一般Q & A >

**【全般】**

問① 「臨時災害放送局」とはどのようなものですか。

(答)

臨時災害放送局とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、被災地の地方公共団体等（災害対策放送を行うのに適した団体）が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局のことです。

なお、災害対策放送を行うのに適した団体の事例として「NPO法人」「社会福祉協議会」等があります。

問② 臨時災害放送局はいつから開設できるのですか。

(答)

臨時災害放送局は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的とするものでなくてはならないこととされています。

このため、原則として、被害発生後に開設することが基本となりますが、被害発生前であっても、数日以内に被害が発生する蓋然性があるような場合（例えば、警報が発令された場合や住民の避難を要する場合）等には、開設することができます。

ただし、臨時災害放送局として使用できる周波数は限られているため、真に臨時災害放送局を必要とする地方公共団体等に支障が出ないように、被害発生前の開設は極めて限定的に認めることとし、また被害が発生しなかった場合には速やかに廃止をしていただくこととなります。

問③ 臨時災害放送局はいつまで継続できるのですか。

(答)

臨時災害放送局の開設期間は、基本的には「被災地における災害対策が進展し、被災者の日常生活が安定するまでに必要と認められる期間」としてしています。このため、地方公共団体等が、応急仮設住宅の解消状況、被災者への情報伝達手段の確保状況等を勘案し、開設期間を判断していただきます。

臨時災害放送局の廃止の手続は、免許を受けた地方公共団体等が行います。

問④ 発災後に相当の期間が経過している場合でも、臨時災害放送局を申請できますか。

(答)

臨時災害放送局を開設する必要がある場合には、可能です。

例えば、仮設住宅に相当数の避難世帯が生活している場合に、その避難世帯へのきめ細かな情報提供として臨時災害放送局による広報（伝達手段の確保）等が考えられます。

## 【開設の手続】

問⑤ 臨時災害放送局を開設する場合は、どのような手続が必要ですか。

(答)

臨時災害放送局の開設を希望する場合は、総合通信局等までご連絡ください（既に放送設備等（送信機、アンテナ、マイク等）が調達できている場合は、使用できる周波数、空中線電力（送信出力）の範囲やアンテナの種別、アンテナや送信機等の設置場所、無線従事者の配置状況等を連絡してください。）。

総合通信局等では、連絡のあった情報を元に臨時災害放送局の開設の可否を判断し、開設可能な場合は、周波数、空中線電力、呼出名称（識別信号）等を電話でご連絡しますので、連絡内容に基づいて、放送設備等を設置・調整し、臨時災害放送局を開設してください。

なお、開設した臨時災害放送局については、後日、書面による申請手続を行ってください。

問⑥ 「臨機の措置」で免許を受けた後、書面による手続は、いつまでに行えばよいですか。

(答)

できるだけ速やかに書面による申請手続を行ってください。

問⑦ 免許申請手数料、検査手数料は免除されますか。

(答)

地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するための臨時災害放送局と認められる場合は、電波法第103条第2項の規定により手数料等は免除されます。

問⑧ 電波利用料は、免除されますか。

(答)

地震等による被害の発生を防止し、又は軽減するための臨時災害放送局と認められる場合は、電波法第103条の2第14項の規定により電波利用料の適用除外となります。

問⑨ 他の地方公共団体等と共同で臨時災害放送局を開設して運用することはできますか。  
（スタジオ（演奏所）を一つにできますか。）。

(答)

複数の地方公共団体等が共同で開設することは可能ですが、それぞれの被災者等に対して適切な情報提供を行うことができるように運営できる体制等の調整が必要です。

問⑩ 臨時災害放送局を一旦廃止した後に再び開設することや、当初決めた期限を延長して運用することはできますか。

(答)

臨時災害放送局は、有効期間の満了日をもってその免許は失効しますが、期限の延長や失効後・廃止後に再び開設することは可能です。

免許期間の延長を希望する場合は、免許期間が満了する前に電波法令に基づく手続を行う必要がありますので、総合通信局等まで早めにご相談ください。

### 【機材準備】

問⑪ あらかじめ機材を準備しておくことは可能ですか。

(答)

迅速に開設できるよう事前準備しておくことは望ましいことです。ただし、免許を受けずに電波を発射することのないよう適切に管理してください。

### 【運用】

問⑫ 臨時災害放送局の開設、運営は、地方公共団体等の防災、広報広聴、住民、情報のいずれの部署が担当となってもよいですか。

(答)

いずれの部署でも構いません。ただし、事前に担当部署を決め、総合通信局等への連絡体制を確認するとともに、開設や運用の手順を定めておいてください。

問⑬ 臨時災害放送局の運営をNPO法人やボランティア団体などに委託する場合、地方公共団体等はどのように放送に関わればよいのでしょうか。

(答)

臨時災害放送局の運用については、臨時災害放送局の免許を受けた地方公共団体等からNPO法人やボランティア団体に業務を委託することは可能です。また、アナウンサー、設備の調整管理（技術者）等、様々な経験、技能を有する人に業務の一部を委嘱することも可能です。

免許を受けた地方公共団体等には、電波法令や放送法令など関係法令を遵守する義務があります。このため、当該地方公共団体等の担当者は、放送の実施状況、放送内容などを把握し、放送局を管理することが必要です。

特に、臨時災害放送局が他の無線局に対して混信を生じさせないことや、聴取者の意見に対して適切に対応すること等に留意してください。



問⑭ 地方公共団体等から臨時災害放送局の運営を委託されたNPO法人等は、放送する内容について当該地方公共団体等の了解を得なくてははいけないのですか。

(答)

臨時災害放送局の放送内容については、臨時災害放送局の免許を受けた地方公共団体等が責任を持つこととなりますので、当該地方公共団体等と相談をして、放送内容を決めてください。

問⑮ 放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」に限られるのですか。

(答)

放送する内容は、「市区町村からのお知らせ」だけに限定されているわけではありません。物資配給情報、給水情報、ライフライン復旧情報、気象情報など災害に直接関連する情報を提供する放送に加えて、音楽など被災した住民の精神的な被害を軽減するのに役立つ放送を行うことも可能です。

ただし、「市区町村からのお知らせ」以外の放送を行う際には、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令にも違反しないよう、留意してください。

問⑯ 「市区町村からのお知らせ」などを放送する時間以外の時間に、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送（サイマル放送）をしてもよいのでしょうか。

(答)

被災地においては、災害に直接関連する情報だけではなく、精神的な疲労緩和のために、娯楽・教養など災害に直接関連しない情報が必要な場合もあると考えられることから、臨時災害放送局の放送の一部の時間帯で、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送（サイマル放送）が行われることをもって、直ちに臨時災害放送局の目的を逸脱している、というわけではありません。

具体的な放送内容については、臨時災害放送局が災害の被害を軽減することを目的とする場合にその開設が認められるものであることを踏まえ、免許人である地方公共団体等において、被災地の状況や住民の反応なども十分に勘案し、判断していただくこととなります。

なお、既存のFM放送局やAM放送局と同じ内容の放送を行う場合、著作権処理など、電波法令や放送法令以外の法令にも違反しないよう、留意してください。

問⑰ コマーシャルは放送できますか。

(答)

放送することは可能ですが、臨時災害放送局は災害対策放送を行うことが原則であり、コマーシャルはあくまでも例外的なものと考えています。実施に当たっては、被災地の状況や住民の反応などを十分に勘案し、免許人である地方公共団体等において判断してください。

問⑱ 臨時災害放送局の免許の有効期間を最大5年間とすることはできるのですか。

(答)

臨時災害放送局は、「臨時かつ一時」の目的の放送局ですから、その必要性（被害の軽減に役立つ）があると客観的に認められる期間になります。一般的には、1年を超えるような有効期間の免許は認めていません。

問⑲ 臨時災害放送局は、毎日放送しないといけないのですか。

(答)

毎日、連続して放送する義務はありませんが、被災地の聴取者の利便性を考えて適切な放送とすることが重要です。

### 【無線従事者】

問⑳ 無線従事者はどのような資格と人数を配置する必要がありますか。

(答)

臨時災害放送局は、第一級若しくは第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士の有資格者（無線従事者）の配置が必要です（人数は、無線従事者の役割が果たせる状態であれば制限はありません。）。

免許人となる地方公共団体等に該当する無線従事者がいない場合は、地域の他の放送事業者等の支援を受けて選任することも可能です。

総合通信局等の中には、有資格者の紹介を行っているところもあります。